へ　選考基準及び選考結果の概要
ト　任期
チ　交流採用をしようとする日前五年以内において交流採用予定機関（交流採用をすることを予定している国の機関等をいう。以下この条において同じ。）と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容
二　交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容
三　交流採用をしようとする日前五年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容
四　交流採用をしようとする日前二年以内における所属企業（その役員又は役員であった者を含む。）に関する次に掲げる事項
イ　当該所属企業の業務に係る刑事事件に関し起訴されたことの有無及びその内容
ロ　不利益処分を受けたことの有無及びその内容
五　交流採用予定機関と所属企業との間の人事交流の実績
六　前各号に掲げるもののほか、人事院が必要と認める事項

2　任命権者は、第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。
一　交流採用予定者が交流採用予定機関の職務に従事することにより行政運営の活性化を図ることができると判断した理由
二　交流採用予定者の所属企業における事業の運営のために必要な経費の総額及び国等の事務又は事業の実施等から得ている収益の総額であって、交流採用をしようとする日前五年間に係るそれぞれの年度におけるもの
三　交流採用しようとする日前五年間に交流採用予定者の所属していた部門の事業によって得ている収益の総額及び当該五年間に当該部門において国等の事務又は事業の実施等によって得ている収益の総額であって、当該五年間において当該交流採用予定者が当該部門に所属していたそれぞれの年度に係るもの

（交流採用に係る取決めにおける賃金の支払以外の給付）

第四十三条　官民人事交流法第十九条第四項の人事院規則で定める給付は、交流元企業がその雇用する者の福利厚生の増進を図るために行う給付のうち、次に掲げる給付（第一号、第三号及び第四号に掲げる給付を任期中に新たに行う場合にあっては、当該任期中に終了するものを除く。）であって、公務の公正性の確保に支障がないと人事院が認めるものとする。
一　住宅資金、生活資金、教育資金その他の資金の貸付け
二　交流採用予定者の委託を受けて行うその貯蓄金の管理（任期中の新たな貯蓄金の受入れを除く。）
三　住宅の貸与
四　保健医療サービスその他の人事院の定めるサービスの提供
五　前各号に掲げる給付に準ずると認められるものとして人事院が指定する給付

（交流採用の実施に関する計画の変更）

第四十四条　任命権者は、交流採用に係る任期中に当該交流採用の実施に関する計画を変更する必要が生じたときは、当該変更に係る事項を記載した書類を人事院に提出して、その認定を受けなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が任期の更新であるときは、任命権者は、あらかじめ当該交流採用に係る交流採用職員の同意を得なければならない。

（交流採用職員の官職の制限）

第四十五条　官民人事交流法第二十条の人事院規則で定める官職は、交流元企業に対する処分等に関する事務又は交流元企業との間における契約の締結若しくは履行に関する事務をその職務とする官職とする。

（交流採用に係る人事異動通知書の交付）

第四十六条　任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八―一二第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。
一　交流採用をした場合
二　交流採用職員の任期を更新した場合
三　任期の満了により交流採用職員が当然に退職した場合

（交流採用職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）

第四十七条　交流採用職員に対する規則九―八第四章から第六章までの規定の適用については、規則八―一八（採用試験）第三条第四項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

（人事院規則一―四の一部改正）

第二条　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百四項の次に次の一項を加える。

105　規則二一―一は、廃止する。（平成二十六年五月三十日施行）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項中「第十七条第二項」を「第四十一条第二項」に、「第六条」を「第三十条」に、「第十条第一項又は第十九条」を「第三十四条第一項又は第四十四条」に、「第十条第一項ただし書の」を「第三十四条第一項ただし書又は第十九条」を「第三十四条第一項ただし書又は第四十四条」に、「第十条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第十八条の二第五号」を「第四十三条第五号」に、「第十九条の変更」を「第四十四条の変更」に改める。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第五条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

第一条の表中規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項を次のように改める。

規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	第二条第二項第一号	内閣府	内閣府、復興庁
	第二条第二項第二号	第十七条第一項	第十七条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

第一条の表中規則二一―一（交流基準）の項を削る。